

- あいさつ（委員長、総務部長） 15：00
- 委員の過半数の出席により会議が成立していることの確認
- 委員会が非公開であることについての確認

【指定管理者の評価に関する方針についての説明】

（本日の選定委員会開催の趣旨及び事務取扱要領の説明）

**財政課**：前回の会議での委員からの意見の中で、選定後の指定管理者の管理運営状況を検証する必要性についての言及があったことについて、市で検討した結果「長久手市指定管理者選定に係る現指定管理者の評価等に関する事務取扱要領」を制定したこと、及び、この要領に基づき今回、審議対象となる施設のうち、任意指定となっている施設に関して指定管理者の評価を市の担当課で実施したので、その結果を報告することを説明

**委員**：公募の場合は、なぜ評価の対象としないのか。

**財政課**：公募の場合は、複数の申請者の中から競争原理により候補者を選定することとなりうるが、現指定管理者だけ进行评估することとなり、他の申請者に対して現指定管理者が一方的に不利になる場合も想定されるので、選定時の両者の公平性を担保するため、対象外とした。任意指定についてはその点支障がないため、実施した。

**委員**：市の担当課が実施した評価のほか、指定管理者自身が実施した自己評価も提示されれば、選定時の参考になる。

**委員長**：委員からの意見については、後ほど事務局と協議する。

（要領の様式（事業評価書）及び具体的な評価の方法の説明）

**財政課**：指定管理者年次事業評価書の様式及び以下 5 つの評価項目に対し A（優れている）・B（普通）・C（改善を要する）の 3 段階評価することについて説明

- (1) 平等利用の確保
- (2) 関係法令等遵守・適正な管理運営
- (3) 個人情報保護等
- (4) 設置目的の効果的な達成・効率的な管理運営
- (5) 業務を安定して行うための物的・人的能力等

**委員**：性質や目的が異なる複数の施設の指定管理を、同じ様式で評価する必要はない。それぞれの実情に合わせて変えるべきである。

**委員長**：実際に管理を行っている指定管理者自体は、この様式だけにとらわれず、広く利用者の声を聞くなど、様々な切り口で自己評価を実施していくべきである。

【評価結果報告】

**財政課**：平成 27 年度の審議対象である 3 件中、今回、要領に基づき評価報告の対象となる施設は、「長久手市高齢者生きがいセンター」であり、この平成 26 年度の指定管理者事業評価を実施したのでこの場で報告することについて説明

**長寿課**：(長久手市高齢者生きがいセンターの平成26年度分指定管理者年次事業評価についての報告)

**委員**：(1) (個人情報保護等) の評価に関して、情報公開の請求は実際にあったのか。

**長寿課**：現指定管理期間中は、一度もなかった。

**委員**：(4) (設置目的の効果的な達成・効率的な管理運営) に関して、軽飲食コーナーの利用人員や賃金など、詳細を教えてほしい。

**長寿課**：軽飲食コーナーの「おふくろの味処」については、平成26年度11月～3月の売上が83万4000円、そのうち材料費を引いた収入は約50万円となっている。この売上はそのまま従事者である会員への配分金となるため、指定管理者の利益はほとんどない。一人あたりの配分金は、計算するとおおよそ280円/時間となっている。ただし、指定管理者の自主事業であるため、評価概要部分にこの事業は反映していない。指定管理事業としては、施設の貸室が該当するが、その利用料金については徴収していないため、利用料金収入は0円であるという実績を示している。

**委員**：この(軽飲食コーナーの) 自主事業で、実は利益が出ていて、誰かが使い込んでいるなどということはないと思うが、あれば問題ではないか。

**長寿課**：指定管理者の事業実績にはそのあたりの数字は入っているはずなので、後ほど確認する。

**委員長**：年度目標に「新規事業(自主事業)を展開していく」と書いてあるので、費用として指定管理事業の中には入らないとしても、全体的には、自主事業についても施設担当課でしっかり把握した上で評価をするべきだろう。自主事業であっても、「施設を使用して実施している」という点に関して、十分留意しておく必要がある。

**委員**：自主事業を拡大していった場合、売上が増えれば、その分市の委託費を軽減できる可能性があるだろうし、また、テナント料なくして施設を使用して実施していることを鑑みれば、「利益が出ない。人は来ない。」ということになれば、場合によっては実施する必要がないと市が判断しなければならないだろう。

**長寿課**：反対に、利益が出ると、施設の設置目的上問題となってしまう。現状は人件費も賄っていない状況であるが、もしも利益が出れば営利目的では継続できないので、そういった意味も含めて、(自主事業も評価対象として監視することについて) 検討する必要があると認識した。

**委員**：事業評価書全体について言えることだが、評価は一般的に、「数値化」してその根拠を見出すものである。目標値を出して、結果がどのような数値であったかが肝要である。年度目標に(数値という) 評価の基準がないから、どうしても全てが主観的な評価に見えてしまう。やはり、指定管理者と年度当初に協議して、A・B・Cの採点基準についても数値化して、どこまで達成できたらAかなど、明確にしてから評価を始めていくべきである。このままでは、対外的に示す評価書としてはまだ課題が残ると言える。これから評価を続けていく際は、留意すべきである。また、前年度(平成25年度) に対し平成26年度の指定管理料が増加しているが、このあたりについても内訳を数値化して抑えておくべきである。実績に合わせて指定管理料を決定しているのであれば、分析が可能となり有用である。最後に、

評価書総評の記入欄には、経緯ではなく「今後の課題と改善点」を示すべきである。そして、改善点に対して「いつまでに改善する」、「そのためにどうするか」なども明記しておくことが望ましい。

**委員長**：評価の裏付けとなる指標として、利用者アンケートが添付されているはずだが、調査対象者が9団体しかいないので、これでは客観的な指標とは言えない。利用者の半数以上など一定数の団体から聞き取ることで、初めて使える素材になるだろう。また、アンケートの中で利用者の希望を調査しており、その内容が(4)（設置目的の効果的な達成・効率的な管理運営）に反映されるはずだが、問題点が発生しているということを含めて実態を把握し、適正に評価へ反映させるべきである。

**委員**：(1)（平等利用の確保）に関して、貸室の利用予約のため申請書を窓口に出す方法は果たして究極の平等と言えるか。先着順となるので、時間に余裕がある人が申請に有利となる。インターネットの利用や、申込期間を設けて期間終了後複数の応募があれば抽選とする方法などのほうが、平等と言えるかもしれない。よく利用しており手続を熟知している特定の団体が時間のある人に戦略的に並ばせることが可能であれば、かえって他の団体にとってそれは不平等と言える。そう考えると、公平性には検討の余地があるかもしれない。(2)（関係法令遵守・適正な管理運営）については、A評価にするならもっと具体的で相当な根拠が必要である。例えば、「全職員を対象とした研修の実施を決定し、年度中に全職員の研修を終えた。」ならば、優れていると言えるだろう。ただ何かを実施しているだけでは、評価は普通だと言える。(4)に関しては、「施設管理上必要最小限の経費で効率的に運営されている」とあるが、その数値的根拠を明確にしてほしい。「プラザ憩」や「おふくろの味処」については、利用率が高くないということであれば、広報上の課題があり評価はCとなる可能性もある。利用者からアンケートを取ったら、その結果をどう活かしたかが重要である。施設の修繕要望などをすぐに改善できたというのならそれは評価できるが、まだ修繕が完了していなければ問題である。(5)（業務を安定して行うための物的・人的能力等）は管理の継続性に関わるため重要項目であり、設置目的（就労支援、健康増進等）に対して適切な施策を打っているかどうか重要である。高齢者数増加により今後ニーズが増えることを想定すれば、それに見合った物的・人的能力が備わってきているかということが評価の指標になるだろう。

**委員**：公募ならば一定の競争原理が働くが、それが働かない任意指定であるからこそ、評価をもっと厳しくしていかなければならない。自主事業に関しては、事業の目的が就労支援であるのか、施設利用者増加なのかを明確にすべきである。ランチメニューについては、少し物足りないと感じた。自主事業自体に周知不足という課題もあるのではないか。ところで、生きがいセンター作業所という部屋では、どのような作業をしているのか。

**長寿課**：紙の裁断や紙折、紙袋の再生作業、タオルの封入、ビニールバンドの金具付けなど内職的な作業を行っている。

**委員**：そういったことを、もっと明示するべきではないか。

**委員長**：様々な意見があるが、ここは施設担当課を槍玉に挙げる場ではなく、よりよい評価をさせて次に繋げていくことに意義があるということ念頭に置いてほしい。指定管理者も同じ書式で自己評価をしたのであれば、施設担当課は評価をするにあたり、自己評価との差

異について、指定管理者に厳しく指摘していかなければならない。

**委員**：施設担当課がしたこの評価は、市としての最終的な評価なのか。

**財政課**：当事業評価書は市の要領に基づき施設担当課によって作成されたものであるから、市としての最終的な評価書である。ただ、初めての評価なので初歩的な部分が多く、検討の余地もあるので、本日の意見を踏まえた上で、次年度以降はより適切な評価書として作り上げていけるように努めたい。もともと、今回のような評価の場を実現するにあたり、評価項目や評価方法をどのように作成するかを考え、近隣市町を調べたが状況は様々であった。市のそれぞれの施設には条例があり、条例に記載されている内容のうち標準的・中心的な部分で、かつ、選定時の選定基準の評価項目にもあるものを、評価5項目として捉え、これらを実評価することとした。評価方法については、より細かい評価をする方法もあるが、委員長とも協議を重ねながらこのように作成した。今回のように委員から様々な指摘を受けて、実際に施設担当課が評価をする際の根拠の数値化、経緯の説明などといった基準が明るみになるので、これからの運用でより適切な評価になるよう努めたい。

**委員**：今回からということなので、この評価にあたり年度当初に指定管理者と施設担当課で協議した上で進めていったわけではないだろうが、今後は年度当初目標とそれをどこまで到達できたらどんな評価になるのかを両方で共有してから進めていくとよいだろう。

**委員長**：事業の目標と評価の指標を明確化して、評価に活かしていくことが望ましい。

**委員**：施設で行う具体的な事業については、(長久手市高齢者生きがいセンターの管理及び運営に関する)規則第2条に4項目明記されているので、これらの項目ごとに評価をしていくと評価のイメージがしやすいかもしれない。

**長寿課**：規則第2条第1項第1、3及び4号の事業は、指定管理協定でも明文化しており、これらについてどのように実施しているかは明示できるはずなので、次回に向けて検討する。

**委員長**：施設担当課は本日の意見を踏まえて、今後適切な評価の実施に努め、また、指定管理者に対しても適切に指導してほしい。委員は、本日の報告や意見を踏まえて、次期指定管理者の選定を適正に行ってほしい。

**財政課**：今回の要領に対する指摘については、委員長と協議し、次回結果を報告する。評価に関して、今回、数値化など様々な課題があることを指摘されたので、以降評価を行う際の参考にする。第2回委員会では、ほかに「長久手市福祉の家デイサービスセンター」と「都市公園」を含めた合計3施設の指定管理者を選定する。資料については、本日の議事要旨と併せて事前に送付する。委員から要望のあった温泉交流施設の事業計画書についても、同封する。また、前回、会期の初めの委員会の招集に関する意見があったが、後ほど報告する。

**委員長**：以上で第1回委員会を終了する。17:00

(以下余白)